

2008年5月22日

北海道大学
総長 佐伯 浩 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長代行 東山 寛

勤勉手当の支給率引下げに関する団体交渉申入れ書

平成20年5月15日に過半数代表（候補）者への説明会が開催され、契約職員就業規則及び特任教員就業規則の一部を改正する（勤勉手当の支給率を「100分の74.5」から「100分の72」に引き下げる）提案がなされている。

勤勉手当の支給率は、平成19年8月8日に出された人事院勧告の「期末・勤勉手当の0.05月分アップ」勧告に基づき、平成19年12月期の勤勉手当支給率を「100分の71」から「100分の74.5」に、平成20年1月17日に改正したものを再度改正しようというものである。

そもそも勤勉手当の支給率については、平成19年12月期は特別な取扱いとし、平成20年度以降は6月期と12月期の勤勉手当支給率を0.025月分アップする取扱いになることは事前に判明していたことである。

「人事院規則が4月1日に改正されたことを考慮し見直しを行う」とする大学の対応は、あまりに軽率なものであり、勤勉手当の支給率引下げは労働条件の不利益変更にはならない。

下記項目について速やかに団体交渉に応じられるよう要求する。

要求項目

1. 勤勉手当の支給率引下げは労働条件の不利益変更にはならない。今回の契約職員就業規則及び特任教員就業規則の一部改正を撤回すること。
2. 北海道大学職員給与規程（第51条 勤勉手当）の条文は、「…勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額」となっており、勤勉手当支給率が明記されておらず、別規定に委ねている。別規定の名称も明記されていない。このような就業規則は違法である。早急に改善されたい。
3. 勤勉手当の支給率引下げは、契約職員及び特任教員のみには適用されるのではなく正規職員も該当する（北海道大学職員給与規程は上記2.で述べたような「つくり」のため改正する必要がないだけ）。勤勉手当の支給率引下げに関し、全教職員へ詳しく説明すること。
4. 国家公務員の給与体系を踏襲することを改め、国立大学法人北海道大学としてのビジョンを公表し独自の給与体系を追求すること。